

無双直伝英信流正統第二十代宗家 河野稔天劍百錬先生

伝承会報

第九号 平成三十一年三月一日発行

編集発行 鈴木伸昌

当会のホームページに「昔の全日本居合道連盟の新聞をお譲りください」と書いたところ、お申し出頂いた先生がおられ、そのご厚情に深謝している次第です。その中のお一人の先生とは、その後メール等を通じて、色々な情報をご提供いただいております。一冊の本をご紹介いただいたのですが、その本を求めたところ、その中に別の本の情報があり、その本を求めたところ、更に別の本の情報があり、このインターネットの時代でも、見つけることのできなかつた、大変貴重な本を入手することが出来ました。

「高知県体育史」「平尾道雄選集全四巻 第一巻 土佐・維新回顧録(編述) 第二巻 土佐・庶民史話 第三巻 土佐・人と風土 第四巻 土佐・武道と仇討ち」「剣と人と」であります。いずれも高知県の方が執筆されたもので、英信流の事についての記載もあります。

これまで、どこかで読んだエピソードが、この本からの子引き、孫

引きであったことが、よくわかりました。

また、英信流の数代前の宗家ともなると、もはや歴史上の人物という捉え方となっております。例えば宮本武蔵を宮本先生と呼ばず、呼び捨てにするように、「林六太夫守政が九代で」という呼び方をして居りましたが、その来歴が詳しくわかってまいりますと「九代の林先生は」とごく自然に、呼び方が変わりました。その意味でも、小生に取りまして貴重な読書体験となりました。

これらの本に書かれていたことについて、印象深いことを記載させていただきます、最後に概略を三つの表にまとめて掲載いたします。

※ ※ ※ ※ ※

「仕物」

河野先生が、土佐の曾田虎彦先生の厚意のもと収集した土佐居合兵法の文献集である「無双直伝英信流居合兵法叢書」の中に「仕物」という言葉がある。

さる先生より、これは「つかまつりもの」と読み、上位討ちのことをいうのだと、教えていただいた。

しかし、この「仕物」について、前述の平尾先生の著書では「しもの」と、わざわざルビがふつてある。

「この上位討ちの事例は土佐では、二代藩主忠義の時代までで、その以後は殆ど見ることができない。「仕物」すなわち上位討ちは戦国の遺風であり、刑罰の一種ではあるが必ずしも法的根拠があるわけではなく、時には支配者の感情次第で首が飛ぶので、法制的整備とともに跡を絶つのが当然と思われる。」と記載されている。

英信流を土佐に伝えた林六太夫先生は四代から八代の藩主に仕えたのであるから、実際に土佐では「仕物」が行われなくなった時代に伝

わった英信流の文献に戦国の遺風とも呼ばれる「仕物」について記載があるのは、居合が戦国時代に誕生したことの証左なのかもしれない。或いは、もし上位討ちが命じられた場合に備えてのマニユアルみたいなものだったのかも知れない。

余談だが、この本で「杯」とあるのは「杯」の間違いである。「杯」は木偏で盃という意味、「杯」は手偏で、「など」という意味。おそらく筆文字では、木偏と手偏と判別が難しかったと推量される。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

「土佐に渡った以降の歴代宗家」

江戸時代の土佐の文献には「宗家」という言葉はなかったようである。「師匠役」「芸家」「師家」という表現はあったが、その使い分けの根拠がはっきりしないので、代目を継承した人物の尊称という意味で、河野先生も使った「宗家」という言葉を使っている。

九代の林六太夫守政先生、その先祖は池田豊後という中村一条家家来。その子孫は中村家没落後長曾我部家に仕え、その後長曾我部浪人として大津に住み、林と姓を改め、山内家に仕えた。六太夫守政先生の役職は料理人頭で、その当時の逸話が残っている。「藩主豊昌公のお供で江戸参勤の道すがら、淀舟でさる西国大名と出会った際に、船中に向かえ御馳走が始まった時、六太夫先生は、まな箸で皿鉢をはさみ、船べりから川の水をすくって洗う手際がとても鮮やかで、船中の主客が感嘆したとのこと。」

その他、弓、馬、劍、槍などの武芸も皆、印可を受けていた。その上謡曲や鼓までその技を極めていた。有職故実には伊勢兵庫に師事し元禄十六年、九月故実礼節の伝授を受け、書道は佐々木文山に習い抜群の誉れがあった。

知行ははじめ八十石で新小姓だったが、後に百六十石の馬廻りに昇格し、役職も料理人頭から故実礼節方専門の指南役にまで出世した。居合は、江戸浪人荒井勢哲から皆伝を受けたが、居合を表芸にはしなかったので師匠役には任命されていない。

山内家では芸家の制が設けられており、世襲制であった。師匠役というのが、山内家の芸家としての役職であるなら、林先生は土佐に居合は伝えたが、芸家の対象として居合が認められていなかったということなのかは不明である。

少なくとも、居合の継承という意味では、六太夫先生の実子が幼かったため養子安太夫先生が十代を継いでいる。

十一代大黒元右衛門先生は六太夫先生の義理の甥である。

十二代は六太夫先生の孫である益之丞先生が継いでいる。

この時点で居合が山内家の芸家として認識され、芸家は世襲制だから、林家に戻ったということなのか、もともと六太夫先生の実子が幼く、大黒先生に「自分としては預かりの意味で継承していたから」という意識があったからなのか、は明らかにされていない。

ここで、大黒先生は、何故か、坪内某にも伝書を出している。その理由は杳として知れない。もしや、本来の手を開く抜き付けを林家系統に継承し、自分の工夫(う)である握ったままの抜き付けを残したくて別に伝書を出したのかと空想は膨らむ。いずれにせよ、この坪内某からの流れが、山川久蔵先生、下村茂市先生、細川義昌先生と続き、下村派となっていく。

十三代は、益之丞先生の門下の中で抜群の誉れ高い依田万蔵先生だが、その次はまた林家にもどり弥太夫先生が十四代、その弟子の谷村亀之丞先生が「居合の師家に取り立てられた。」山内容堂も谷村先生の

弟子であり、谷村先生より「居合根元の巻」「目録」を授けられている。

谷村亀之丞先生は、天保十五年正月「居合術を家芸として一家を創立し」、馬廻り末子という格式に取り立てられた。

「居合の師家に取り立てられた」「居合術を家芸として一家を創立し」と二つの表現がなされているが、同じ意味なのか、違う意味なのか深く言及されていない。

前述の「居合の師家に取り立てられた」とは十四代の林先生から谷村先生が次の代として取り立てられたという意味で、

後述の「居合術を家芸として一家を創立し、馬廻り末子という格式に取り立てられた。」とは、林先生から次の代としてみとめられた谷村先生が、山内家の芸家として認められ、馬廻り役に任じられたという意味なのか。

恐らく、「平尾道雄選集全四巻」の著者平尾道雄氏が当たった原典たる古文書等でも、この辺は整理されていなかったのではないだろうか。

(歴史の解釈は原典に当たるのが原則であり、平尾氏が当たった原典が何かは不明なので確認できず、推測に過ぎない。)

もう一つ、記載の内容によくわからない箇所がある。

谷村先生は居合術の一家を創立し、馬廻り末子という格式に取り立てられた、と記載があるが、吉田東洋によって世襲制が廃止された時の武芸諸家の記録では、谷村先生は、小姓組三人扶持切符十石とある。

幕末の頃、土佐の職務分掌は、家老職十一件、中老職十一軒、御馬廻り八百軒、御小姓組定数なし、御留守居組定数なし。これらを士格。これ以外は軽格とされたている。

谷村先生が一家を創立した天保十五年一八四四年に馬廻りだったのが、文久二年一八六二年に小姓組三人扶持となっている。この十八年

の間に降格されたということなのか。詳しくは不明である。

また、廃止された芸家制は、当の吉田東洋が武市半平太の手の者に依り暗殺された二か月後には復活している。なぜ復活したのか、そして、この復活が世襲制まで復活したことを意味するのかは定かではないが、復活した四か月後、谷村先生は病没し、五藤孫兵衛先生が十六代を継いでいる。五藤先生は谷村先生の実子でも養子でもないと思われる。何故なら五藤先生は山内家家老の一族だからである。そして、その三年後、また芸家制は廃止され、その二年後大政奉還となる。

なお、世襲制が廃止された時の武芸諸家の記録には、下村派の流れを汲む山川久蔵先生が馬廻り末子、下村茂市先生が小姓組とあり、当時の居合の道統を継ぐ先生は、谷村派も下村派も皆、上士の家格であった。

下村派の道統を下村先生から継いだ細川義昌先生は郷士の出で、いわゆる下士である。道統を継いだ日付が不明だが、いざれ幕末最末期のため、下士でも継ぐことが出来たのか、それとも有能であれば下士でも取り立てられたのかはわからない。

(土佐藩における上士と下士の家格の差は厳然としており、雨の日に下士は下駄すら許されなかったとか。司馬遼太郎は武市半平太の組織を「土佐勤王党」と、あたかも土佐全体を対象とした組織の如く書いたが、当時上士であった板垣退助は、その組織を「下士勤王党」と呼んでいるあたりに、土佐独特の上士下士の意識の差が見て取れよう) 土佐では、居合の流派名に様々なものがあった。長谷川流の外に、林崎夢想流、林崎神伝重信流、林崎新伝流、林崎無双神伝重信流とも呼んだが、同一名称と「居合根元の巻」に記載がある。

明治期に入り、長谷川流と大森流を整理統合し無双直伝英信流と唱

えたのは十七代大江正路先生である。

十八代の穂岐山波緒先生は、長曾我部の名族出身であった。中学時代に大江先生に入門。中学時代に早くも大江先生と共に京都武徳際に参加し演武、総裁であった山階宮より再度演武の所望があり、特別の演武を行い、菊花ご紋章入り白鞘短刀一振りを拝領し、出藍の誉れとなった。

長じて、中西岩樹先生と共に大江先生門下の双璧となり、優劣つけ難い中、大江先生としては同じ武士の後衛に伝えようとの郷秋で穂岐山先生が継承者に選ばれたとのことである。

かくして大正十年八月三日、大江先生は当時三十歳の穂岐山先生をご自宅に招き、宗家伝来の太刀である兼永二尺四寸九分と伝書を渡したとのことである。そして大正十二年頃より大阪・神戸など県外講習には大江先生の意志により、名代かつ十八代宗家として出張された。しかし、昭和十年四十四歳という若さでお亡くなりになられた。

十九代への継承について、スキージャーナル社の「居合道名人伝」では、「穂岐山が急逝し、道統のしきたりに暗かった未亡人は、高知商業の同僚でいききも頻繁にあった福井春政に伝書や刀を手渡し、これが事実上の十九代の引継ぎとなった」と、あたかも、この継承が、正統なるものでないことを印象付けるような記載であるが、福井先生は、穂岐山先生の遺言により昭和十年二月に継いだということが、「高知県体育史」で明らかにされている。その折福井先生は当初これを固辞し「相撲の吉田家のように穂岐山氏の宗家はそのままにして、遺児の成長を待つ」ことを主張したエピソードも伝えられている。

「居合道名人伝」では、更に「柔道教師であった福井は穂岐山の影響で居合を学ぶようになったが、大江一門では後発組で実力の上では

かならずしも第一人者というわけではなかった」と続き、福井先生の實力にまで言及し、なにやら情報操作の様であるが、どの世界でも、後発組が先発組を凌駕することはままあることではないか。

福井春政先生は、そもそもは柔道家であった。講道館系の鈴江吉重先生門下であり、戦前は市立商業学校の柔道指導者、戦後は高知柔道協会の二代目会長を務め、その後名誉会長職にもついている。

居合は、大正三年、鈴江吉重先生に習い、その後大江先生に入門。そして大正十三年には武徳祭の演武においてその術の精錬なるをもって武徳会総裁邦彦王より表彰され、昭和三年後大礼奉祝演武大会において同じく邦彦王よりご紋章附御盃を賜っている。昭和七年には教士となつていふという事実のみを記載しておく。

※ ※ ※

大正末期から昭和初期の土佐の武道

河野先生が、居合と出合い、入門したのは昭和二年の事である。

それと時期を前後した土佐の剣道の状況について、坂本土佐海先生の「剣と人」とが興味深い。

坂本土佐海先生は始め、松田栄馬先生に習い、その後大江先生につかれた。その坂本先生の話によれば、「土佐で剣道を修めるものは居合も学んだ」「学生時代に剣道仲間と四国武者修行の旅をし、その剣道仲間には西川倍水先生、竹村静雄先生、田岡伝先生などがおられた。その四国武者修行の旅では、高松駅で植田平太郎先生(中山博道先生ご門弟)のお迎えを頂き、ご息と稽古する。」「武者修行の当時高知県内で名のある剣士の一人に山本宅治先生の名をあげている」「学生当時に山内豊健先生は軍刀術でも抜群の名声を博しておられ、そのご自宅で指導を受けた」等々。

また、土佐の居合人は、殆どが剣道も修行されておられ、田岡伝先生、坂本土佐海先生は範士にまで上り詰められておられる。

山本宅治先生は、剣道は高野佐三郎先生門下であり、高知連隊、高知憲兵隊、私立土佐中学校で剣道を教えている。

伝承会報前号において、細川義昌先生の縁につらなる西内雅先生を、福井先生がともかわいがったというエピソードを紹介したが、土佐の居合人は、当たり前のことかもしれないが、居合を始める前から、剣道を通じて、「みんな知り合いだった」しかも「小さいころからの剣道仲間」ということ、つまり濃密な人間関係の絆でむすばれていたことを、この本で今回強く感じることが出来た。

※ ※ ※ ※ ※

河野先生、宗家継承の背景

土佐では敗戦に次いで昭和二十一年十二月に南海地震に遭い、死者七百人が出る天災にも見舞われていたそうである。

昭和二十五年、福井先生は宗家を河野先生に継承させる。

高知県体育史には、なぜ宗家が土佐から出たかについて福井先生の言葉を載せている。

「戦後居合は剣道と同じく土佐では禁止になっていたものの県外では盛んにやっていたので、何とか土佐で始めたいと山本宅治、山本晴介など県内同志に相談してみたが、いずれも皆、今それどころではない。先ず食うことが先だと言って取り合ってくれなかった。思案の末この道の将来と発展を考え、やむなく県外人ではあるが、従来これに最も力を注いでくれており、かつ心技共に立派な河野に譲ることにした。又一面では居合が全国的なものとなるためにも、いたずらに土佐人として、小さな土佐だけにこだわってはならない。大江先生も常に

言われていたことだし、こうすることがこの道の為にも良いと信じたことである。」

宗家継承の前年、つまり福井先生が同志に相談したと思われる昭和二十四年当時福井先生六十五歳、山本宅治先生六十三歳、山本晴介先生五十五歳。河野先生は五十一歳であった。

前述のように、土佐における居合道・剣道修行者の濃密な絆の結びつきがあること、英信流は江戸中期から土佐で連綿と伝えられてきた武道であること、その宗家を県外に出すことについて、

河野先生が宗家たるにふさわしい人格・識見・居合の技量をもっていたとしても、なお、

その土佐の剣友から、どんな反応が出るかは、福井先生は十二分にわかっていたと思われる。その福井先生をして敢えてそのような決断をなさしめたものはなんであつたらうか。そしてその心中にはいかにばりか。そして、またそのような状況のもと、宗家を継承された河野先生の両肩には、土佐の方たちの思いもまた重くのしかかっていたのだらうと、深く感じる次第であります。

※ ※ ※ ※ ※

結び

今回、福井先生の口癖を、恥ずかしながら今回初めて知った。

「居合はやっても居合乞食になるな」

居合乞食と聞き、昨年世間を賑わせた居合道八段昇段審査における審査員への金品授受問題を思い出す。送った人、貰った人、後始末をうやむやにした当該連盟。まさしく居合乞食。

同じ居合人としては物凄く恥ずかしく思うが、少なくとも自分とその門下だけは、廉恥の情を持ち続けていきたいと希うのみである。